

尾道市 子育て支援課 保育所・認定こども園入所に関するよくある質問

種別	No	質問	回答
入所手続関係	1	きょうだいで新規もしくは転園希望の申請をする場合は、それぞれ書類提出が必要ですか。	次のとおりです。 ◎子ども1人につき、1枚必要 ・ A-1 保育所（園）・認定こども園入所申込書 ・ A-2 保育所（園）・認定こども園入所申込書【補助票】 ・ B-2 児童の健康状況申告書 ◎世帯につき、1枚必要 ・ B-1 家庭状況書 ・ 保育要件を証明する書類 ※ 詳細については、入園案内最終ページにある「入所申込に必要な書類一覧」をご確認ください。
	2	きょうだいで別々の施設になることもありますか。	申込書の【きょうだいの希望聞取票】において、「きょうだいで別の保育施設でもよい」と希望している方のみ、別々の保育施設に決定する場合があります。「きょうだいで同じ保育施設を希望したい」と希望している方は、出来る限り希望に添えるよう調整を行います。
	3	【きょうだいの希望聞取表】で同じ施設を希望し、同じ月の入所を希望した場合、入所保留となる可能性がありますか。	空き状況により、入所できる場合もありますが、同じ施設に同じ月で入れない場合、きょうだい全員が入所保留となる可能性があります。
	4	上の子が先に入っていますが、【きょうだいの希望聞取票】で同じ施設を希望し、同じ月に入所を希望した場合、下の子が入れなければ上の子も退園となりますか。	在園児（上の子）については優先的に選考を行いますので、保育の必要性を満たしていた場合は、退園となることはありません。しかし、申込書の内容を審査し、保育の必要性がないことを確認した場合には、退園となる可能性があります。
	5	【きょうだいの希望聞取票】の同園同月入所希望は、入所の優先順位に影響が出ますか。	希望の聞き取りとなりますので、優先順位への影響はありません。優先順位はあくまでも保育の必要性を申請書の内容で確認し、点数化したうえで決定します。
	6	書類の提出後、施設や【きょうだいの希望聞取票】に変更がありました。手続きが必要ですか。	入所希望施設変更届の提出が必要です。それぞれの受付期間内に提出してください。 なお、受付期間後に変更を希望される場合は、最初に提出した受付期間ではなく、変更届を提出した日が属する受付期間に受理したものとします。 例) 1次受付期間中に申請した希望内容について、2次受付期間中に変更届を提出した場合、2次受付期間中に申請を提出した方と同等の取り扱いとします。
	7	優先順位を決める点数表を見ることができますか。	公表しておりません。ご了承ください。
	8	申込書の「希望する保育施設名」の全ての欄に保育所名を記入したら必ず入所できますか。	必ず入所できるとは限りませんが、調整対象の施設が多いため、入所できる可能性は高くなります。施設一覧で対象年齢等を確認の上、送迎可能な範囲等をご検討いただき、希望する保育施設のみ記入してください。（第6希望まで必ず記入する必要はありません。）
	9	「B-1 家庭状況書」は児童1人につき、1枚必要ですか。	世帯につき、1枚のみの記入で構いません。 なお、きょうだいで申し込みの場合は、1番下の子の「B-1 家庭状況書」を記入してください。 上の子は「B-1 家庭状況書」の記入は不要です。
	10	「B-2 児童の健康状況申告書」は児童1人につき、1枚必要ですか。	必要です。
	11	「B-2 児童の健康状況申告書」は全て埋める必要がありますか。	大切なお子様をお預かりするために、事前にお伺いしたい内容となっていますので、全て記入をお願いします。
	12	郵送による申込はできますか。	尾道市外からの転入予定者については、郵送受付を行います。 詳細は「保育所入所申込郵送受付について」をご確認ください。
	13	申し込みの前に保育所（園）の見学は可能ですか。	可能です。事前に見学をすることで、施設の雰囲気を感じられるだけでなく、保育方針等を聞くこともできるのでおすすめです。見学を希望される場合は、各施設に直接お問い合わせください。 ただし、みなり認定こども園は現在工事中のため、見学できません。
	14	空いている施設に申し込みをしたいので、空き状況を教えてもらえますか。	新年度入所において、施設ごとの空き状況については公表しておりません。5月入所以降の随時入所については、毎月1日に尾道市ホームページ子育て応援サイトおのはぐで公表しております。

種別	No	質問	回答
証明書類 関係	1	自営業の場合は、就労証明書の他に何を提出すればよいのですか。	確定申告書又は市民税申告書の控え（専従者は事業専従者であることがわかるもの）、開業届（開業１年以内の方及び開業予定の方）等の写しを提出してください。
	2	就労証明書に記入漏れがありました。自分で追記してもいいですか。	就労証明書の内容については証明者が事実に基づき記入するものであり、刑法上の罪に問われる場合がありますので、絶対に行わないでください。保護者自身で記入したことが発覚し、確認された場合はその証明は無効となります。記入漏れ等については、市から事業所へ問い合わせます。
	3	採用されて間もない（もしくは採用予定の）ため、就労証明書の「就労実績」欄は空白でいいですか。	事業主に対し、就労開始後3か月分の見込みの就労実績の記入を依頼して提出してください。
	4	法定育児休業取得中のため、就労証明書の「就労実績」欄が空白（または0円）でもいいですか。	事業主に対し、育児休業取得前3か月分の就労実績の記入を依頼し、提出してください。
	5	就労証明書には給与明細書などの添付書類は必須ですか。	被雇用者（株式会社・有限会社・官公庁・法人等に勤務し、第三者が証明する場合）は、添付書類の提出は必要ありません。 自営業等従事者（個人事業・農業・漁業・下請業など）は、次の書類の写しをいずれか一つ添付してください。 ・ 確定申告書 ・ 市民税申告書 ・ 開業届（開業１年以内の方及び開業予定の方） ・ 専従者は、専従従事者であることがわかる書類
	6	介護状況申立書の添付書類は全てを添付する必要がありますか。	ケアプランのうち、「週間サービス計画書」の写し、要介護者の介護保険証、障害者手帳、診断書の写しのいずれか一つを添付してください。
	7	介護状況申立書または病気等・出産・就学申立書に添付する診断書はコピーでもよいですか。	コピーでも構いません。 A４サイズ・白黒でコピーしてください。
	8	要件を証明する書類に誤りがありました。訂正はどのようにすればよいですか。	修正は二重線で行ってください。修正テープや修正液は使用しないでください。修正テープや修正液を用いた修正は、再提出をお願いする場合があります。なお、就労証明書の内容に関する修正は必ず事業主が行ってください。
	9	きょうだい等が放課後児童クラブにも同時に申し込みますが、証明書は原本が２部必要ですか。	共通の様式としているため、証明書はどちらか１部が原本であれば、もう１部はコピーでの提出が可能です。A４サイズ・白黒でコピーしてください。
	10	添付書類のコピーを提出する場合、ルールはありますか。	必要な情報が記載されているページまたは箇所を、A４サイズ・白黒でコピーしてください。 詳細については、入園案内最終ページにある「入所申込に必要な書類一覧」をご確認ください。
転入・転出 関係	1	尾道市へ転入予定ですが、保育所の申込はいつから可能ですか。	入所希望日の申込期間に応じて、転入予定として申し込むことが可能です。申し込む前に一度、子育て支援課へご相談ください。
	2	転入予定で入所が内定したのですが、いつまでに尾道市に転入すればいいですか。	最終期限は入所希望月の前月末までですが、通知発送等の都合上、入所希望日の１週間前までに転入手続きをしてください。転入後、必ず子育て支援課へご連絡ください。 もし１週間前までの転入が難しい場合は、必ず事前に子育て支援課へご相談ください。
保育料 関係	1	保育料は公立施設と私立施設で変わりますか。	認可施設は全て保育料は同額です。 ただし、副食費や教材費といったその他の費用は施設によって異なります。詳しくは各施設へお問い合わせください。
	2	年度途中で3歳になったら、保育料は変更になりますか。	保育料は4月1日時点の年齢を基準とするため、年度途中での変更はありません。